

商工第26号
令和3年4月26日

一般社団法人岩手県工業クラブ 会長 様

岩手県商工労働観光部長

岩手県新型コロナウイルス感染症対策に係る知事メッセージ等について

日頃から、本県の商工業・観光業の振興について、格別の御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、東京都、京都府、大阪府、兵庫県に、4月25日から5月11日までを対象期間とする国内3度目の緊急事態宣言が発令されたことを受け、県では、本日、岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部第32回本部員会議を開催いたしました。

この会議において、岩手県における新型コロナウイルス感染症感染防止対策等について報告されるとともに、当部からは、「いわて旅応援プロジェクト」の一時停止の判断基準について報告いたしました。

また、これからゴールデンウィークを迎え、普段とは異なる人の移動や集まりの機会が生ずる可能性があることから、感染リスクの高まる場面に一層の注意をお願いするとともに、緊急事態宣言区域及びまん延防止等重点措置区域との往来については、感染拡大防止の観点から、不要不急の帰省や旅行などは自粛をお願いすることに加え、宿泊施設、飲食店、歓楽街の店舗には、業種別ガイドラインの遵守徹底を、利用する皆さまには、店舗等の感染対策の取組への協力をお願いするなどの知事メッセージが発出されました。

つきましては、貴会におかれましても、別添の知事メッセージ及び本会議での報告内容について御了知いただき、一層の感染対策や産業支援等に御尽力いただくとともに、会員の皆様への周知について、御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

担当：商工企画室 管理課長 星野
電話：019-629-5526

新型コロナウイルス感染症対策本部 第32回本部員会議
知事メッセージ（令和3年4月26日）

東京都、京都府、大阪府、兵庫県に、4月25日から5月11日までを対象期間とする国内3度目の緊急事態宣言が発令されました。

関西圏では変異株への置き換わりが進み、感染拡大が継続しています。首都圏においても変異株の割合が上昇しており、感染拡大の継続や急拡大が懸念されています。

県内においても、変異株による感染が確認されています。変異株による感染を増加させないためには、日々の新規患者数を増やさないことが重要です。

これからゴールデンウィークを迎え、普段とは異なる人の移動や集まりの機会が生ずる可能性があることから、感染リスクの高まる場面に一層の注意をお願いします。

県民の皆さまには、三密を避け、手洗いや常時マスクの着用などの基本的な感染対策に加え、次のことをお願いします。

緊急事態宣言区域及びまん延防止等重点措置区域との往来については、感染拡大防止の観点から、不要不急の帰省や旅行などは自粛をお願いします。

その他の感染が拡大している地域や外出の自粛等が要請されている地域との往来については、慎重な判断をお願いします。

外出する際、不特定多数が集まるイベントや施設等に行く場合には、感染防止対策の徹底をお願いします。発熱等の症状がある方は外出を控えてください。

他の都道府県から岩手県に来県される際は、来県後2週間は、それまでにいた都道府県が要請している自粛等の継続をお願いします。

なお、これは、一律に自宅待機などをお願いしているものではありません。

宿泊施設、飲食店、歓楽街の店舗は、業種別ガイドラインの遵守徹底をお願いします。利用する皆さまには、店舗等の感染対策の取組への協力をお願いします。

イベント等を開催する場合は、入退場時の密集回避、「接触確認アプリ COCOA」や「もしサポ岩手」の活用を積極的に促すなど、感染防止対策の徹底をお願いします。

令和3年4月26日
岩手県知事 達増 拓也

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

令和3年4月23日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に関する緊急事態が発生した旨を宣言する。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和3年4月25日から5月11日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

東京都、京都府、大阪府及び兵庫県の区域とする。

3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の
全部を変更する公示

令和3年4月23日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第3項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和3年4月1日）の全部を次のとおり変更し、令和3年4月25日から適用することとしたので、公示する。

記

(1) まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和3年4月5日から5月11日までとする。(2)の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。

- ・宮城県については、令和3年4月5日から5月11日までとする。
- ・沖縄県については、令和3年4月12日から5月11日までとする。
- ・埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県については、令和3年4月20日から5月11日までとする。
- ・愛媛県については、令和3年4月25日から5月11日までとする。

ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第4項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

(2) まん延防止等重点措置を実施すべき区域

宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県及び沖縄県の区域とする。

(3) まん延防止等重点措置の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。

岩手県における新型コロナウイルス感染症 感染防止対策

- 1 感染が拡大している地域等との往来
- 2 ゴールデンウィークにおける感染防止
- 3 基本的な感染対策の徹底
- 4 思いやりの気持ちと冷静な行動のお願い

令和3年4月26日

岩手県

1 感染が拡大している地域等との往来

(1) 緊急事態宣言が発令されている地域等との往来について

緊急事態宣言区域及びまん延防止等重点措置区域との往来は、感染拡大防止の観点から不要不急の帰省や旅行などは自粛をお願いします。

緊急事態宣言区域(1都2府1県)

東京都、京都府、大阪府、兵庫県

まん延防止等重点措置区域(7県)

宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県、沖縄県

【不要不急の往来に該当しない場合(例)】

- ・ 会社の業務での出張(※ 医療関係者をはじめ県民生活に不可欠なサービスの提供に係る出張、リモート対応が困難な業務による出張 など)
- ・ 病院への通院
- ・ 親などの介護
- ・ 就職活動

1 感染が拡大している地域等との往来

(2) その他の地域との往来について

緊急事態宣言等が発令されていない地域であっても、感染が拡大している地域等との往来は慎重に判断するようお願いします。

- ・ 直近1週間の新規患者数(対人口10万人)が、15人以上の地域※
奈良県、徳島県、福岡県、和歌山県、大分県、佐賀県、滋賀県、岡山県、三重県、北海道、石川県、茨城県、熊本県、福井県
- ・ 不要不急の往来や外出の自粛のお願いを実施している地域※
秋田県、山形県、長崎県、宮崎県

※ 緊急事態宣言区域及びまん延防止等重点措置区域を除く。(4月26日現在の状況。岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部調べであり、移動の際には、訪問先や出発地の状況の確認をお願いします。)

2 ゴールデンウィークにおける感染防止

ゴールデンウィークは、普段とは異なる人の移動や集まりの機会が生ずる可能性があることから、感染リスクの高まる場面に一層の注意をお願いします。

外出に際しての感染防止対策の実施

- ・ 不特定多数が集まる場(イベント・集客施設等)に行く場合は、感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・ 発熱等の症状がある方は外出を控えてください。
- ・ 他の都道府県から岩手県に来県される際は、来県後2週間は、それまでにいた都道府県が要請している自粛等の継続をお願いします。※

※ それまでにいた都道府県が要請している自粛等の継続

例えば、それまでにいた都道府県において、不要不急の外出・移動の自粛等の要請が出されている場合、本県に来られた後も2週間は、引き続きその要請等を守っていただくようお願いするものです。(一律に自宅待機などをお願いしているものではありません。)

2 ゴールデンウィークにおける感染防止

宿泊施設・飲食店・歓楽街の店舗

- ・ 宿泊施設・飲食店・歓楽街の店舗は、自己点検の上、業種別ガイドラインの遵守徹底をお願いします。
- ・ 宿泊施設・飲食店・歓楽街の店舗を利用する場合は、店舗等の感染対策の取組への協力をお願いします。

イベント・集客施設(遊園地・観光施設・商業施設等)・伝統行事(お祭り等)

- ・ 入退場時の密集回避、「接触確認アプリ(COCoA)」や「もしサポ岩手」の活用を積極的に促すなど、感染防止対策の徹底をお願いします。

3 基本的な感染対策の徹底

家庭や職場を含むすべての場における基本的な感染対策の実施をお願いします。

特にも重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患のある方等※）は一層の注意をお願いします。

家庭や職場を含むすべての場における基本的な感染対策の実施

- ・ 手洗い、常時マスク及び咳エチケットを励行する
- ・ 密閉、密集、近距離での会話や発声等を避ける
- ・ 室内の換気、湿度の調節を心がける

新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち重症化しやすいのは、高齢者と基礎疾患のある方です。
重症化のリスクとなる基礎疾患には、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満があります。

また、妊婦や喫煙歴なども、重症化しやすいかは明らかでないものの、注意が必要とされています。

出典：「新型コロナウイルス感染症の“いま”についての10の知識」（厚生労働省）

3 基本的な感染対策の徹底

県民及び岩手県来訪者

- ・ 毎日の健康確認、体調不良時は外出を避ける、受診前の電話相談、
- ・ 常時マスク着用、三密を伴う会合等の回避

事業所

- ・ 健康状態・行動歴の記録

接待を伴う飲食店の利用者と従事者

- ・ 接触情報、連絡先情報の記録

医療機関

- ・ 積極的な検査の実施

4 思いやりの気持ちと冷静な行動のお願い

感染された方々やその家族などに対する差別、偏見、誹謗中傷は決して許されません。相手を思いやる気持ちを持ち、冷静に行動しましょう。

医療関係者をはじめ、県民生活に不可欠なサービスの提供に従事している皆さまに、感謝と思いやりの気持ちをもって応援して下さるようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための 東北・新潟共同メッセージ ～心をひとつに故郷を守ろう～

政府は、4月5日から宮城県等にまん延防止等重点措置を適用し、4月25日からは東京都、京都府、大阪府及び兵庫県を緊急事態措置区域としましたが、変異株の感染者の増加や、重症患者の増加による病床のひっ迫など、全国的に予断を許さない状況となっています。

各県においては、すでに県民・市民の皆様さまにさまざまな要請を行っているところですが、昨年度に引き続き、大型連休期間を前に、あらためて、以下について、ご協力を強くお願いします。医療関係者をはじめ、生活に不可欠な業務に従事している方々を感謝の気持ちで応援するとともに、東北・新潟が一丸となって、新型コロナウイルス感染症の終息に向けて取り組んでまいりましょう。

1 県境をまたぐ移動の自粛等

緊急事態宣言対象都府県との往来は自粛していただくよう、また、まん延防止等重点措置区域との往来についても極力控えていただくようお願いいたします。

それ以外の地域間においても、県境等をまたぐ往来について、感染状況を踏まえ、慎重な判断をお願いいたします。また、オンライン帰省やテレワークなどを積極的に活用していただくようお願いいたします。

2 基本的な感染防止対策の徹底

マスクの正しい着用、こまめな手洗い、消毒、「三密」を避けるなどの基本的な感染予防対策の徹底を改めてお願いします。

飲食店を利用する場合は、感染防止対策が講じられているお店を利用していただくようお願いいたします。また、多人数や長時間に及ぶ会食の自粛、会話の際のマスク着用の徹底をお願いします。

飲食店の皆様におかれましては、従業員のマスク着用、座席配置の工夫、アクリル板の設置、定期的な換気など、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底していただくよう改めてお願いします。

令和3年4月26日

青森県知事
三村 申吾



岩手県知事
達増 拓也



宮城県知事
村井 嘉浩



秋田県知事
佐竹 敬久



山形県知事
吉村美栄子



福島県知事
内堀 雅雄



新潟県知事
花角 英世



仙台市長
郡 和子



新潟市長
中原 八一



新型コロナワクチン接種の進捗状況について

1 医療従事者等向け接種の取組状況

(1) 接種の対象者（対象者数：48,905 人）

- ・第 1 弾及び第 2 弾分は感染症指定医療機関等の医療従事者等に接種
- ・第 3 弾及び第 4 弾分配給により、県内の希望する全ての医療従事者等が接種

| 区分 | 配給時期 | 配給数量 | バイアル数 | 接種可能人員 |
|-------|-----------------|-------|--------|--------|
| 第 1 弾 | 3/6～4/1 | 20 箱 | 3,900 | 9,750 |
| 第 2 弾 | 3/24～4/19 の週 | 8 箱 | 1,560 | 3,900 |
| 第 3 弾 | 4/12 の週～5/10 の週 | 60 箱 | 11,700 | 35,100 |
| 第 4 弾 | 5/10 の週～6/7 の週 | 16 箱 | 3,120 | 7,800 |
| 計 | — | 104 箱 | 20,280 | 56,550 |

(2) 第 3 弾以降の接種体制（感染症指定医療機関等以外の医療従事者等）

県医師会及び郡市医師会と連携し、接種を順次実施中

なお、病院等においてワクチンを個別に接種する地域が多いが、複数の地域においては、県医師会及び関係郡市医師会と連携し、特設会場での集団接種を順次実施中

【集団接種の状況】

① 岩手西北医師会（滝沢市、雫石町及び岩手町分）

- ・実施日時：令和 3 年 4 月 25 日（日）
- ・実施場所：岩手産業文化センターアピオ
- ・主催：滝沢中央病院（接種会場での副反应对応：滝沢中央病院）
- ・接種対象者：約 800 人

② 盛岡市医師会（盛岡市分）

- ・実施日時：令和 3 年 5 月 1 日（土）、2 日（日）
- ・実施場所：岩手産業文化センターアピオ
- ・主催：岩手県予防医学協会（接種会場での副反应对応：盛岡赤十字病院）
- ・接種対象者：約 5,000 人

救急体制：消防署、搬送先として県立中央病院

(3) 今後の予定

第 4 弾の 2 回目接種が行われる 6 月中での終了を予定

2 高齢者向け接種の取組状況

(1) 高齢者向けワクチンの配給スケジュール

4 月 5 日の週から順次、高齢者向けワクチンが配給されており、国から配給される 5/17 の週までの時点で、県内高齢者数 40.6 万人（令和 2 年 10 月 1 日現在）のうち約 34.2%分が配給される状況。（5 月 10 日の週及び 5 月 17 日の週までの市町村別配分内訳は 3 頁のとおり。）

また、5/24 の週及び 5/31 の週には、第 5 弾と同程度の配給が見込まれ、5 月中には県内高齢者数の半数程度（※）のワクチンの配給が見込まれる。

| 区分 | 配給時期 | 配給数量 | バイアル数 | 接種可能人員(人) |
|--------|-------------------|-------|--------|-----------|
| 第 1 弾 | 4/5 の週 | 2 箱 | 390 | 975 |
| 第 2 弾 | 4/12 の週 | 10 箱 | 1,950 | 4,875 |
| 第 3 弾 | 4/19 の週 | 10 箱 | 1,950 | 4,875 |
| 第 4 弾① | 4/26 の週 | 33 箱 | 6,435 | 16,087 |
| 第 4 弾② | 4/26 の週及び 5/3 の週 | 52 箱 | 10,140 | 25,350 |
| 第 5 弾 | 5/10 の週及び 5/17 の週 | 148 箱 | 28,860 | 86,580 |
| 第 6 弾 | 5/24 の週及び 5/31 の週 | (未定) | (未定) | (未定) |
| 計 | — | 255 箱 | 49,725 | 138,742 |

※5/24 の週及び 5/31 の週に 148 箱が配給されると仮定した場合の接種可能人員は、225,322 人。

(2) 高齢者向け接種のスケジュール

4月12日の週から順次実施中（4/12（月）は一関市、13日（火）は盛岡市で接種を実施）

(3) 高齢者向け接種における当面の接種対象者

高齢者向けワクチンの第1弾から第4弾までについては、配給数量に限りがあることから、各市町村では高齢者のうち、施設等入所者等に対象を絞っての接種を実施・検討している。

| 第1弾から第4弾までの接種対象者 | 市町村数（4/20時点） ※複数回答あり |
|------------------|-------------------------|
| ①高齢者施設等入所者に接種 | 23団体 |
| ②一定の年齢以上の方に接種 | 6団体 |
| ③対象者の絞込みなし | 8団体 |

3 ワクチン接種の進捗状況

(1) 県内のワクチンの接種実績（4月22日時点）

| | 接種回数 | 内1回目 | 内2回目 | 備考 |
|---------|--------|--------|-------|-----------------------|
| ①医療従事者等 | 21,526 | 12,800 | 8,726 | 全体約97,810回のうち、約22%が終了 |
| ②高齢者等 | 352 | 352 | 0 | |

(2) 進捗状況の情報発信

県内におけるワクチン接種の進捗状況（接種回数、進捗率等）を広く県民にお知らせするため、岩手県ホームページ「新型コロナウイルスワクチン接種特設ページ」において情報発信（毎週金曜日更新（前日木曜日時点の接種実績等））

〈岩手県ホームページ「新型コロナウイルスワクチン接種 特設ページ」〉

新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報

ページ番号1037252 更新日令和3年4月15日

印刷 大きな文字で印刷

県では、新型コロナウイルスワクチンの安全かつ円滑な接種に向けて、市町村や医療機関などと連携し対応しています。



ワクチン接種の概要

接種の目的

新型コロナウイルス感染症の発症を予防するとともに、死亡者や重症者の発生を出来る限り減らすために実施するものです。

【参考資料】高齢者向けワクチンの市町村別配分（第5弾分まで）

| 市町村 | 既に配分が示された分 | | | | | 今回 | 合計 | | | |
|-------|------------|-------|-------|-------|---------------|----------------|-------------------|--------|---------|-----------|
| | 第1弾 | 第2弾 | 第3弾 | 第4弾 | 第4弾追加 | 第5弾 | ※第5弾より、1バイアル6回で換算 | | | |
| | 4/5週 | 4/12週 | 4/19週 | 4/26週 | 4/26週 5/3週 | 5/10週 5/17週 | 箱単位 | バイアル | 回数 | 人数 |
| 盛岡市 | 1 | | 1 | 1 | 4 | 19 | 26 | 5,070 | 29,055 | 14,527.5 |
| 宮古市 | | 1 | | 1 | 2 | 12 | 16 | 3,120 | 17,940 | 8,970.0 |
| 大船渡市 | | | 1 | 1 | 2 | 8 | 12 | 2,340 | 13,260 | 6,630.0 |
| 花巻市 | | 1 | | 1 | 4 | 13 | 19 | 3,705 | 21,060 | 10,530.0 |
| 北上市 | | 1 | | 1 | 4 | 7 | 13 | 2,535 | 14,040 | 7,020.0 |
| 久慈市 | | | 1 | 1 | 2 | 8 | 12 | 2,340 | 13,260 | 6,630.0 |
| 遠野市 | | 1 | | 1 | 2 | 2 | 6 | 1,170 | 6,240 | 3,120.0 |
| 一関市 | 1 | | | 1 | 4 | 16 | 22 | 4,290 | 24,570 | 12,285.0 |
| 陸前高田市 | | | | 1 | 3 | 2 | 6 | 1,170 | 6,240 | 3,120.0 |
| 釜石市 | | 1 | | 1 | 2 | 10 | 14 | 2,730 | 15,600 | 7,800.0 |
| 二戸市 | | | 1 | 1 | 2 | 2 | 6 | 1,170 | 6,240 | 3,120.0 |
| 八幡平市 | | | 1 | 1 | 1 | 3 | 6 | 1,170 | 6,435 | 3,217.5 |
| 奥州市 | | 1 | | 1 | 2 | 6 | 10 | 1,950 | 10,920 | 5,460.0 |
| 滝沢市 | | | 1 | 1 | | 7 | 9 | 1,755 | 10,140 | 5,070.0 |
| 雫石町 | | | | 1 | 1 | 3 | 5 | 975 | 5,460 | 2,730.0 |
| 葛巻町 | | | 1 | 1 | | 4 | 6 | 1,170 | 6,630 | 3,315.0 |
| 岩手町 | | | | 1 | | 2 | 3 | 585 | 3,315 | 1,657.5 |
| 紫波町 | | 1 | | 1 | 3 | 5 | 10 | 1,950 | 10,725 | 5,362.5 |
| 矢巾町 | | | | 1 | 3 | 3 | 7 | 1,365 | 7,410 | 3,705.0 |
| 西和賀町 | | 1 | | 1 | 1 | 2 | 5 | 975 | 5,265 | 2,632.5 |
| 金ヶ崎町 | | | | 1 | 2 | 1 | 4 | 780 | 4,095 | 2,047.5 |
| 平泉町 | | | | 1 | | 2 | 3 | 585 | 3,315 | 1,657.5 |
| 住田町 | | | | 1 | 1 | | 2 | 390 | 1,950 | 975.0 |
| 大槌町 | | 1 | | 1 | 2 | | 4 | 780 | 3,900 | 1,950.0 |
| 山田町 | | | | 1 | 2 | 3 | 6 | 1,170 | 6,435 | 3,217.5 |
| 岩泉町 | | 1 | | 1 | | 2 | 4 | 780 | 4,290 | 2,145.0 |
| 田野畑村 | | | | 1 | | 1 | 2 | 390 | 2,145 | 1,072.5 |
| 普代村 | | | | 1 | | 1 | 2 | 390 | 2,145 | 1,072.5 |
| 軽米町 | | | | 1 | | 2 | 3 | 585 | 3,315 | 1,657.5 |
| 野田村 | | | | 1 | | | 1 | 195 | 975 | 487.5 |
| 九戸村 | | | 1 | 1 | | | 2 | 390 | 1,950 | 975.0 |
| 洋野町 | | | 1 | 1 | 1 | 2 | 5 | 975 | 5,265 | 2,632.5 |
| 一戸町 | | | 1 | 1 | 2 | | 4 | 780 | 3,900 | 1,950.0 |
| 合計 | 2 | 10 | 10 | 33 | 52 | 148 | 255 | 49,725 | 277,485 | 138,742.5 |

「いわて旅応援プロジェクト」の一時停止の判断基準について

1 いわて旅応援プロジェクトの事業概要

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑制しつつ、同感染症の影響により需要が落ち込んでいる観光業や土産物店等を応援するため、岩手県民を対象として旅行・宿泊代金の割引や土産物店等で利用可能な割引クーポン券を発行するもの。

(2) 実施期間

令和3年4月16日（金）から令和3年6月1日（火）まで

※1 宿泊代金等の割引については、5月31日宿泊分まで

※2 クーポン券については事業期間中であればいつでも利用可能

(3) 割引等の内容

ア 旅行・宿泊代金の割引

日帰り・宿泊旅行ともに、旅行・宿泊代金の50%又は5千円/人のいずれか小さい方の額を割引（1,000円未満は切り捨て）

イ クーポン券の発行

1 (3)アの割引を適用された場合、旅行期間中などに土産物店や飲食店、交通機関等で利用可能なクーポン券「いわて応援クーポン」2千円/人を発行

2 一時停止の判断基準

直近1週間の新規陽性者数が10万人当たり15人を超えた時点で事業を一時停止

また、変異ウイルスの感染者の増加など数日で10万人当たり15人を超える状況が予測される場合でも一時停止

（感染状況等総合的な判断によりステージⅢと判断する前でも、これらの基準により事業を一時停止するもの）。

3 割引の停止・キャンセル料等

(1) 旅行・宿泊代金の割引停止

予約済みの宿泊又は日帰り旅行は、一時停止発表の日の3日後から割引適用を停止

(2) 割引を適用した新規予約受付の停止

一時停止発表の日の翌日午前0時から新規受付を停止

(3) キャンセル料の取扱い

一時停止発表後のキャンセル料は、利用者からの負担は求めない。

(4) いわて応援クーポンの取扱い

宿泊又は日帰り旅行をした際に配布したクーポン券は、県がステージⅢと判断している期間を除いて利用可能。